



産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 京都府宇治市伊勢田町名木三丁目1番地の57

氏名(法人にあつては
名称及び代表者の氏名) ホームケルン株式会社
代表取締役 国本武命



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 嘉田由紀子



許可の年 月 日 平成 23 年 2 月 23 日

許可の有効年月日 平成 30 年 2 月 22 日

1. 事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。))及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分: 積替えを含まない収集運搬業

産業廃棄物の種類

汚泥/廃油/廃酸/廃アルカリ/廃プラスチック類/紙くず/木くず/繊維くず/動植物性残さ/ゴムくず/金属くず/ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。))及び陶磁器くず/工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物

(石綿含有産業廃棄物を含む。)(以上 13項目)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積みあげることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

「余白」

3. 許可の条件

「余白」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 2 年 9 月 6 日	当初許可
平成 7 年 9 月 6 日	更新許可
平成 7 年 11 月 24 日	変更許可 (1項目の追加)
平成 9 年 4 月 16 日	名称の変更
平成 10 年 10 月 30 日	名称の変更
平成 11 年 6 月 11 日	変更許可 (9項目の追加)
平成 12 年 9 月 6 日	失効
平成 13 年 2 月 23 日	失効新規許可
平成 15 年 9 月 22 日	変更許可 (1項目の追加)
平成 18 年 2 月 23 日	更新許可
平成 23 年 2 月 23 日	更新許可
平成 23 年 9 月 5 日	優良確認

5. 積替え許可の有無 (積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有